

# おくやみ ハンドブック

～ご遺族のための手続き案内～

## 野洲市

—ご遺族の方へ—

### 『おくやみ窓口』のご案内

この度のご逝去を謹んでおくやみ申し上げます。

お亡くなりになられた後の市役所での手続きについて「おくやみ窓口」をご利用ください。

**【おくやみ窓口は予約制です】** ご希望日の5営業日前までにお申し込みください。

#### ○ オンライン予約



(スマホで二次元コード  
を読み込んで詳細を  
ご入力ください)

※予約受付時間：24時間受付可能

#### ○ 電話予約

**077-587-6086**

(野洲市役所 市民課)

執務時間中にお電話ください

※予約日当日は、直接、市民課（市役所本庁舎1階）へお越しください。

※手続き内容により、1日で終わらない場合がありますので、ご了承ください。

※「おくやみ窓口」を利用せずに、これまでどおり各課において手続きを行うことも可能です。

## ご遺族の方へ

ご遺族の皆さまへ

ご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。

野洲市では、亡くなられた方に関する市役所での手続きを  
まとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆さまのお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

野洲市役所

ご遺族の方へ .....	P.1
市役所での手続きチェックリスト .....	P.3
市役所での手続き .....	P.5
その他の主な手続き .....	P.19
その他の相続に関する手続き .....	P.21
ご遺族メモ .....	P.24

# memo

A series of horizontal dotted lines for writing, starting below the 'memo' header and extending to the bottom of the page.

## 市役所での手続きチェックリスト

※一部市役所以外の手続きも含まれています。

区分	No.	亡くなられた方について	該当	受付窓口	参照ページ
住民登録等	1	3人以上の世帯の世帯主だった方	<input type="checkbox"/>	市民課	P.5
	2	印鑑登録カード(市民カード)をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>		
	3	マイナンバーカードをお持ちだった方	<input type="checkbox"/>		
	4	個人番号通知カードをお持ちだった方	<input type="checkbox"/>		
	5	外国籍で在留カード、特別永住者証明書をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	大阪出入国在留管理局大津出張所 ☎077-511-4231	P.6
健康保険	6	国民健康保険の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	保険年金課	P.6
	7	後期高齢者医療の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>		
福祉医療	8	福祉医療費助成・重度障害老人等福祉助成を受給されていた方	<input type="checkbox"/>		
	9	精神科通院医療費助成を受給されていた方	<input type="checkbox"/>		
公的年金	10	国民年金被保険者、年金を受給していた方	<input type="checkbox"/>	草津年金事務所 ☎077-567-2220	P.7 P.9
共済年金	11	共済年金を受給していた方	<input type="checkbox"/>	各共済組合	
介護保険	12	介護保険証等をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	介護保険課	P.10
	13	高額介護サービス費を受給されていた方	<input type="checkbox"/>		
高齢者福祉	14	げんきカードをお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	高齢福祉課	P.10
	15	高齢者等おむつ費用給付券をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>		
	16	高齢者福祉タクシー運賃助成券をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>		P.11
	17	緊急通報システムを利用されていた方	<input type="checkbox"/>		
子育て	18	児童手当を受給されていた方	受給者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/>	P.11
	19		対象児童が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/>	
	20	児童扶養手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	子育て家庭支援課 (18、19、20) 障がい福祉課 (21、22)	P.12
	21	特別児童扶養手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>		
	22	障害児福祉手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>		

区分	No.	亡くなられた方について	該当	受付窓口	参照ページ
税金	23	市税を口座振替で納付している方で 口座名義人だった方	<input type="checkbox"/>	税務納税課 登録口座変更は各指定金融機関	P.13
	24	原付バイク、小型特殊（トラクター等）を 所有していた方	<input type="checkbox"/>		
	25	市・県民税が課税されていた方	<input type="checkbox"/>		
	26	土地・家屋を所有していた方	<input type="checkbox"/>		P.14
農地(農業) 山林	27	山林を所有していた方	<input type="checkbox"/>	農林水産課	P.14
	28	農地を所有していた方	<input type="checkbox"/>	農業委員会	P.14
	29	農業者年金を受給していた方	<input type="checkbox"/>	最寄りの農業協同組合各支店	P.15
障害	30	身体障害者手帳・療育手帳等をお 持ちだった方	<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	P.15
	31	精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>		
	32	特別障害者手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>		P.12
	33	自立支援医療を受けていた方	<input type="checkbox"/>		P.15
	34	指定難病（特定疾患）医療受給者の方	<input type="checkbox"/>	南部健康福祉事務所(草津保健所) ☎077-562-3526	
	35	小児慢性特定疾病医療受給者の方	<input type="checkbox"/>		
市営住宅	36	市営住宅に入居していた方	<input type="checkbox"/>	建築住宅課	P.16
県営住宅	37	県営住宅に入居していた方	<input type="checkbox"/>	滋賀県営住宅管理センター ☎077-510-1500	P.16
犬	38	犬を飼っていた方	<input type="checkbox"/>	環境課	P.16
浄化槽	39	浄化槽を使用されている家庭で 浄化槽管理者だった方	<input type="checkbox"/>		
さくら墓園	40	さくら墓園の使用者だった方 さくら墓園に埋蔵予定の方	<input type="checkbox"/>		
上下水道	41	上下水道を使用している家庭で使用名義人だった方	<input type="checkbox"/>	上下水道課	P.17

## 市役所での手続き

## 死亡届、埋火葬許可申請の手続き

※埋火葬許可証の発行には、  
火葬場の事前予約が必要です。

## 持ち物

- 死亡届書(医師の死亡診断書または死体検案書が添付されているもの)

## 問い合わせ先・窓口

市民課 ☎077-587-6086

## 期限

死亡を知った日から7日以内

## その他

届出の2～3営業日後に、死亡届出に伴い市役所で必要になるお手続きの内容を個人ごとに確認し、郵送でお知らせします。(野洲市に住民票がある方が亡くなられた場合のみ)

## No.1 世帯主変更の手続き

※単独世帯または2人世帯の場合や、死亡届出時に新世帯主を市民課に伝えていただいた場合は、手続きは不要です。

## 持ち物

- 市役所に来庁する方の本人確認  
(マイナンバーカード、運転免許証等)

## 手続き可能な方

亡くなられた方と同一世帯の方  
※別世帯の方が届出する場合は委任状が必要です。

## 期限

世帯主が亡くなられた日から14日以内

## 問い合わせ先・窓口

市民課 ☎077-587-6086

## No.2,3 マイナンバーカード、印鑑登録カード(市民カード)について

◇ 亡くなられた方が所有していた場合は、市民課までお持ちください。

## 持ち物

- マイナンバーカード
- 印鑑登録カード(市民カード)

## 問い合わせ先・窓口

市民課 ☎077-587-6086

## 期限

なし

## No.4 個人番号通知カードについて

## ◇返却の必要はありません。

※今後の各種手続きにおいて個人番号が必要になる場合があります。

## 問い合わせ先・窓口

市民課 ☎077-587-6086

## No.6 国民健康保険の手続き

## ◇亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合は、国民健康保険資格確認書等を返却してください。

## ◇喪主(葬祭執行者)の方は、葬祭費の申請ができます。

## 持ち物

- 国民健康保険資格確認書等
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)
- 同じ世帯の方の国民健康保険資格確認書等  
(世帯主変更の場合のみ)
- 喪主(葬祭執行者)であることが確認できるもの(領収書等)
- 喪主(葬祭執行者)の預金通帳

## 問い合わせ先・窓口

保険年金課 ☎077-587-6081

## 期 限

## 【葬祭費の支給申請】

葬祭を行った日の翌日から2年以内

## No.7 後期高齢者医療制度の手続き

## ◇亡くなられた方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、後期高齢者医療資格確認書等を返却してください。

## ◇喪主(葬祭執行者)の方は、葬祭費の申請ができます。

## 持ち物

- 後期高齢者医療資格確認書等
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)
- 喪主(葬祭執行者)であることが確認できるもの(領収書等)
- 喪主(葬祭執行者)の預金通帳

## 問い合わせ先・窓口

保険年金課 ☎077-587-6081

## 期 限

## 【葬祭費の支給申請】

葬祭を行った日の翌日から2年以内

## No.8 福祉医療費助成制度の手続き

- ◇ 亡くなられた方が福祉医療費助成・重度障害老人等福祉助成を受給されていた場合は、受給券または助成券を返却してください。

## 持ち物

- 福祉医療費受給券または重度障害老人等福祉助成券

## 問い合わせ先・窓口

保険年金課 ☎077-587-6081

## 期限

早めにお手続きをしてください。

## No.9 精神科通院医療費助成制度の手続き

- ◇ 亡くなられた方が精神科通院医療費助成を受給されていた場合は、受給券または助成券を返却してください。

## 持ち物

- 精神科通院医療費受給券または精神科通院医療費助成券

## 問い合わせ先・窓口

保険年金課 ☎077-587-6081

## 期限

早めにお手続きをしてください。

## No.10 公的年金関係の手続き①

## ◇ 未支給年金の請求

国民年金・厚生年金等の公的年金は、日本年金機構や各共済組合から後払いで支給される一方、受給権は死亡当月まで続くため、受給者が亡くなられたときには受けとれなかった支払月分が生じ、これを未支給年金といいます。年金受給者が亡くなられた当時に生計同一であった一定の要件を満たすご遺族は、この未支給年金について、亡くなられた方に代わり請求することができます。(3親等以内で生計同一のご遺族に限ります。また、請求順位があります。)

## 持ち物

- 年金事務所または保険年金課にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・窓口

草津年金事務所 ☎077-567-2220  
保険年金課 ☎077-587-6081

## 期限

5年以内。詳細は年金事務所にお問い合わせください。

## その他

窓口へお問い合わせの際は、亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの(年金証書等)をあらかじめお手元にご用意願います。

## No.10 公的年金関係の手続き②

## ◇ 遺族厚生年金の請求

厚生年金の受給者・被保険者であった方が、一定の要件を満たして亡くなられたとき、その方に生計維持されていた一定の要件を満たすご遺族の方が受けられます。

## 持ち物

- 年金事務所等にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・窓口

草津年金事務所 ☎077-567-2220

## 期限

5年以内。詳細は年金事務所にお問い合わせください。

## その他

窓口へお問い合わせの際は、亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの(年金証書等)をあらかじめお手元にご用意願います。

## No.10 公的年金関係の手続き③-1

## ◇ 寡婦年金の請求

国民年金の第1号被保険者(20~59歳で国内在住の自営業者・学生等)・任意加入被保険者として国民年金保険料を納めた期間(免除期間含む)が原則10年以上あり、かつ老齢基礎年金等を受けていない夫が亡くなられたとき、婚姻期間10年以上で夫に生計維持されていた一定の要件を満たす妻が60~65歳の間に受給できる年金です。

## 持ち物

- 請求する年金・一時金の種類によって異なりますので、年金事務所または保険年金課までお問い合わせください。

## 問い合わせ先・窓口

草津年金事務所 ☎077-567-2220  
保険年金課 ☎077-587-6081

## 期限

5年以内。詳細は年金事務所にお問い合わせください。

## No.10 公的年金関係の手続き③-2

## ◇ 死亡一時金の請求

国民年金の第1号被保険者(20~59歳で国内在住の自営業者・学生等)・任意加入被保険者として国民年金保険料を納めた月数が原則36月以上ある方が、老齢基礎年金を受けることなく亡くなられたとき、その方と生計を同じくしていた一定の要件を満たすご遺族(3親等以内で生計同一のご遺族に限ります。また、請求順位があります。)が受け取ることができる一時金です。寡婦年金が受けられるときは、どちらか一方の選択となります。

## 持ち物

- 請求する年金・一時金の種類によって異なりますので、年金事務所または保険年金課までお問い合わせください。

## 問い合わせ先・窓口

草津年金事務所 ☎077-567-2220  
保険年金課 ☎077-587-6081

## 期限

2年以内。詳細は年金事務所にお問い合わせください。

## No.10 公的年金関係の手続き③-3

## ◇ 遺族基礎年金の請求

国民年金の受給者・被保険者、または被保険者であった期間がある方で、一定の要件を満たしている方が亡くなられたとき、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子(障がいのある子の場合は20歳未満)がいる配偶者」または「当該年齢にある子」が受給できる年金です。遺族基礎年金を受給できる場合、寡婦年金や死亡一時金は受給できません。

## 持ち物

- 請求する年金・一時金の種類によって異なりますので、年金事務所または保険年金課までお問い合わせください。

## 問い合わせ先・窓口

草津年金事務所 ☎077-567-2220  
保険年金課 ☎077-587-6081

## 期限

5年以内。詳細は年金事務所にお問い合わせください。

## No.10 公的年金関係の手続き④

## ◇ 請求できる年金等がない第1号被保険者の死亡時の届出

国民年金第1号被保険者(20～59歳で、国内在住の自営業者・学生等)・任意加入被保険者が亡くなられた場合で、かつ、ご遺族が遺族年金等や死亡一時金を受ける要件に該当しない場合は、マイナンバー制度との連携により国民年金保険料の請求が止まります。

しかしながら、状況によっては、死亡後も国民年金保険料の口座振替がストップしなかったり、年金関係の郵送物が送付され続けたりする場合がありますので、下記受付窓口へご相談のうえ、死亡届の手続きをしてください。

## 持ち物

- 亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書(ない場合は死亡診断書のコピー)
- 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

## 問い合わせ先・窓口

草津年金事務所 ☎077-567-2220  
保険年金課 ☎077-587-6081

## 期限

早めにお手続きをしてください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## No.12、13 介護保険の手続き

- ◇ 亡くなられた方が65歳以上または要介護認定を受けていた場合は、介護保険被保険者証等を返却してください。
- ◇ 高額介護サービス費を受給されていた場合は、振込先の変更手続きをしてください。

## 持ち物

- 介護保険被保険者証
  - 介護保険負担割合証(お持ちの方のみ)
  - 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方のみ)
  - 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(お持ちの方のみ)
- 【高額介護サービス費を受給していた方の場合のみ下記を持参ください】
- 法定相続人(配偶者、子、両親等)の振込口座がわかるもの(キャッシュカード等)

## 問い合わせ先・窓口

介護保険課 ☎077-587-6074

## 期限

早めにお手続きをしてください。

## No.14 げんきカードの手続き

- ◇ 亡くなられた方がげんきカードをお持ちだった場合はカードを返却してください。

## 持ち物

- 桃色のげんきカード(65歳以上の人)

## 問い合わせ先・窓口

高齢福祉課 ☎077-588-2337  
※返却は本庁の介護保険課でも可能です。

## 期限

早めにお手続きをしてください。

## No.15 高齢者等おむつ費用給付券の手続き

- ◇ 亡くなられた方が高齢者等おむつ費用給付券をお持ちだった場合は給付券を返却してください。

## 持ち物

- 高齢者等おむつ費用給付券

## 問い合わせ先・窓口

高齢福祉課 ☎077-588-2337  
※返却は本庁の介護保険課でも可能です。

## 期限

早めにお手続きをしてください。

## No.16 高齢者福祉タクシー運賃助成券の手続き

- ◇ 亡くなられた方が高齢者福祉タクシー運賃助成券をお持ちだった場合は助成券を返却してください。

## 持ち物

- 高齢者福祉タクシー運賃助成券

## 問い合わせ先・窓口

高齢福祉課 ☎077-588-2337  
※返却は本庁の介護保険課でも可能です。

## 期限

早めにお手続きをしてください。

## No.17 緊急通報システムの手続き

- ◇ 亡くなられた方が緊急通報システムを利用されていた場合はシステムの利用停止手続きが必要です。
- ◇ 緊急通報装置を返却してください。

## 持ち物

- 緊急通報装置

## 問い合わせ先・窓口

高齢福祉課 ☎077-588-2337

## 期限

早めにお手続きをしてください。

## No.18、19 児童手当の手続き

- ◇ 児童手当の受給者の方が亡くなられたときは、児童手当受給資格が消滅します。引き続き受給するためには、新たに受給者になる方の申請が必要となります。また未支払いの手当がある場合は、対象児童への支払請求の手続きが必要となります。
- ◇ 児童手当の支給対象児童が亡くなられたときは、児童手当の支給月額が減額または受給資格が消滅となります。いずれの場合でも手続きは必要ありません。

## 持ち物

- 口座番号等確認書類(通帳またはキャッシュカード:新たに受給者になる方名義のもの、対象児童名義のもの)
- 加入健康保険がわかるもの(新たに受給者となる方)
- 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 在留カード(外国籍の方のみ)

## 問い合わせ先・窓口

子育て家庭支援課 ☎077-587-6884

## 期限

亡くなられた日の翌日から15日以内(受給できない月が発生しないための期限)

## No.20 児童扶養手当の手続き

- ◇ 配偶者等が亡くなられたことによりひとり親になられたときは、児童扶養手当を申請(認定請求)することができます。申請される方は必要な書類等についてご案内しますので、担当課までご確認、ご相談ください。
- ◇ 児童扶養手当の受給資格者の方が亡くなられたときは、受給資格喪失等の手続きが必要です。  
また未支払いの手当がある場合は、対象児童への支払請求の手続きが必要となります。

## 持ち物

- 個々の状況に応じて手続きが異なってくるため、窓口までお問い合わせください。

## 問い合わせ先・窓口

子育て家庭支援課 ☎077-587-6884

## 期 限

認定請求:届出期限はありませんが、請求日の属する翌月からの支給開始となります。  
資格喪失等手続き:亡くなられた日から14日以内

## No.21 特別児童扶養手当の手続き

- ◇ 亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた場合は、受給者変更の手続きが必要です。

## 持ち物

- 新たな受給者の振込口座のわかるもの

## 問い合わせ先・窓口

障がい福祉課 ☎077-587-6087

## 期 限

早めにお手続きをしてください。

## No.22,32 障害児福祉手当・特別障害者手当の手続き

- ◇ 亡くなられた方が障害児福祉手当や特別障害者手当を受給していた場合は、喪失手続きが必要です。

## 持ち物

- 窓口にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・窓口

障がい福祉課 ☎077-587-6087

## 期 限

早めにお手続きをしてください。

## No.23 市税等の口座振替廃止・変更手続き

◇ 亡くなられた方の口座を市税等の口座振替に登録していた場合、廃止や変更手続きが必要です。各担当課へお問い合わせください。

※ 亡くなられた方の口座振替を廃止して納付書での納付にされる方  
後日、納付が必要な場合、ご遺族の方等に納付書が送付されます。

## 持ち物

- ※ 登録口座変更の場合、各指定金融機関において手続きしてください。
- 登録したい口座の預金通帳及び口座届出印
- 納税通知書または口座振替不能通知書「口座振替登録の廃止について」等（お問い合わせ番号・整理番号がわかるもの）

## 期限

早めにお手続きをしてください。

## 問い合わせ先・窓口

- 税務納税課 ☎077-587-6040(市税)
- 保険年金課 ☎077-587-6081(後期高齢者医療)
- 介護保険課 ☎077-587-6074(介護保険)
- 建築住宅課 ☎077-587-6322(市営住宅)
- 上下水道課 ☎077-589-6433(上下水道)
- 環境課 ☎077-587-6003(さくら墓園)
- 各指定金融機関(登録口座変更の場合)

## No.24 原付バイク、小型特殊(トラクター等)の手続き

◇ 亡くなられた方が原付バイクや小型特殊(トラクター等)を所有していた場合は、廃車や名義変更の際して手続きが必要になります。

## 持ち物

- 申請者の身分証明書
- ナンバープレート
- 標識交付証明書
- 相続人であることが確認できる戸籍等(※同世帯であれば不要)

## 期限

早めにお手続きをしてください。

## 問い合わせ先・窓口

- 税務納税課 ☎077-587-6040

## No.25 市・県民税の手続き

◇ 市・県民税が課税されていた方が亡くなられた場合、相続人指定届の提出が必要になります。

## 持ち物

- 申請者の身分証明書

## 期限

早めにお手続きをしてください。

## 問い合わせ先・窓口

- 税務納税課 ☎077-587-6040

## No.26 土地・家屋の手続き

- ◇ 亡くなられた方が土地・家屋を所有していた場合は、現所有者の申告手続きが必要になります。

## 持ち物

- 亡くなられた翌月に法定相続人お一人に手続き案内を郵送します。ご不明な点は窓口にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・窓口

税務納税課 ☎077-587-6040

## 期限

亡くなってから3カ月以内にお手続きが必要となります。

## No.27 山林に関する手続きについて

- ◇ 亡くなられた方が山林を所有していた場合は、手続きが必要です。市役所での手続きは、法務局での相続手続きが済んでからになります。

## 持ち物

- 登記事項証明書(登記完了証でも可)
- 土地の位置がわかる地図(公図でなくて結構です)

## 問い合わせ先・窓口

農林水産課 ☎077-587-6004

## 期限

相続登記完了後、早めにお手続きをしてください。

## No.28 農地に関する手続き

- ◇ 亡くなられた方が農地を所有していた場合は、手続きが必要です。市役所での手続きは、法務局での相続手続きが済んでからになります。(相続登記の申請については、P.23をご覧ください。)

## 持ち物

- 登記事項証明書(登記完了証でも可)

## 問い合わせ先・窓口

農業委員会 ☎077-587-6007

## 期限

相続登記完了後、早めにお手続きをしてください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## No.29 農業者年金の手続き

◇ 亡くなられた方が農業者年金を受給していた場合は、死亡の届出が必要です。

### 持ち物

- 窓口にお問い合わせください。

### 問い合わせ先・窓口

最寄りの農業協同組合各支店

### 期 限

早めにお手続きをしてください。

## No.30 身体障害者手帳・療育手帳の手続き

◇ 亡くなられた方が身体障害者手帳や療育手帳をお持ちだった場合は、手帳の返却等の手続きが必要です。

### 持ち物

- 身体障害者手帳・療育手帳

### 問い合わせ先・窓口

障がい福祉課 ☎077-587-6087

### 期 限

早めにお手続きをしてください。

## No.31 精神障害者保健福祉手帳の手続き

◇ 亡くなられた方が精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合は、手帳の返却等の手続きが必要です。

### 持ち物

- 精神障害者保健福祉手帳

### 問い合わせ先・窓口

障がい福祉課 ☎077-587-6087

### 期 限

早めにお手続きをしてください。

## No.33 自立支援医療の手続き

◇ 亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合は、受給者証の返却が必要です。

### 持ち物

- 自立支援医療受給者証

### 問い合わせ先・窓口

障がい福祉課 ☎077-587-6087

### 期 限

早めにお手続きをしてください。

## No.36、37 市営住宅の手続き

- ◇ 亡くなられた方が市営住宅に入居していた場合、次の手続きが必要です。
- ◇ 亡くなられた方が住宅名義人で、同居者が新たな名義人となる場合には承継届出が必要です。承継する場合には、名義人として必要な要件があります。
- ◇ 住宅名義人以外の同居の方が亡くなられた場合は、異動届出が必要です。
- ◇ 市営住宅を退去される場合は、退去の手続きが必要です。

※なお、個々の状況によって要件や手続き内容が異なりますので、前もって窓口までお問い合わせください。

## 持ち物

- 窓口にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・窓口

建築住宅課 ☎077-587-6322

## 期限

早めにお手続きをしてください。

## その他

市営住宅に入居していた方が亡くなられた場合の手続きについては、滋賀県営住宅管理センター(☎077-510-1500)までお問い合わせください。

## No.38 犬の所有者の変更の手続き

- ◇ 犬を飼われている方(犬の所有者)が亡くなられた場合は、所有者の変更手続きが必要です。

## 持ち物

- 愛犬カード
- 鑑札

## 問い合わせ先・窓口

環境課 ☎077-587-6003

## 期限

所有者の変更の日から30日以内

## No.39 浄化槽の手続き

- ◇ 浄化槽を使用している家庭で、浄化槽管理者の方が亡くなられた場合は、手続きが必要です。※下水道使用料金が発生している場合、浄化槽のお手続きは不要です。

## 持ち物

- 窓口にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・窓口

環境課 ☎077-587-6003

## 期限

浄化槽管理者の変更の日から30日以内

## No.40 さくら墓園の手続き

- ◇ 亡くなられた方がさくら墓園で墓所区画を使用していた場合、次の祭祀を主催する方へ承継手続きが必要です。
- ◇ さくら墓園に焼骨を埋蔵する際には、焼骨埋蔵前に埋蔵届を提出してください。なお、使用者が亡くなられた場合、先に承継手続きが必要となります。

※個々の状況によって要件や手続き内容が異なりますので、前もって窓口までお問い合わせください。

## 持ち物

- 窓口にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・窓口

環境課 ☎077-587-6003

## 期 限

## 【承継手続き(名義変更)】

早めにお手続きをしてください。

各届出(埋蔵・口座変更等)の前に手続きをしてください。

## 【埋蔵届】

故人様の焼骨を埋蔵される前にお届けください。

## No.41 上下水道の手続き

- ◇ 上下水道の使用名義人の方が亡くなられた場合は、手続きが必要です。
- ◇ 亡くなられた方のご家庭で、地下水を使用し、下水道等に接続している場合は、人数変更の手続きが必要です。

## 持ち物

- 窓口にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・窓口

上下水道課 ☎077-589-6433

## 期 限

早めにお手続きをしてください。

## その他

上下水道の休止、名義変更等の手続きは、上下水道課または市民課で受付しております。

## memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

# memo

A series of horizontal dotted lines for writing, starting below the 'memo' header and extending to the bottom of the page.

## その他の主な手続き

### ◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金証書または年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、受取人のマイナンバーがわかるもの、振込先口座番号とカナ氏名がわかるもの 〈手続き先〉 故人の勤務先を所管する年金事務所 〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には65歳から国民年金の老齢基礎年金も支給されます。

### ◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。なお、事業承継する場合には、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
運転免許証	返納	守山警察署 守山市金森町494 ☎077-583-0110 運転免許センター 守山市木浜町2294 ☎077-585-1255
軽自動車	各種変更・廃車等	軽自動車検査協会 滋賀事務所 守山市木浜町2298番地の3 ☎050-3816-1843
普通自動車	税金に関する手続き	滋賀県自動車税事務所 守山市木浜町2298番地の2 ☎077-585-7288
	名義変更・廃車等	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地の5 ☎050-5540-2064
バイク (125cc超)	名義変更・廃車等	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地の5 ☎050-5540-2064
国税	相続税の手続き 所得税・消費税の申告等	草津税務署 草津市大路2丁目3-45 ☎077-562-1315 (自動音声)
年金	年金に関する手続き	草津年金事務所お客様相談室 草津市西渋川1丁目16-35 ☎077-567-2220 (自動音声)
不動産登記	土地・家屋等所有者の 移転 (相続) 登記等	大津地方法務局 大津市京町3丁目1-1 ☎077-522-4671
在留カード、 特別永住者証明書	返納	出入国在留管理庁 ☎045-370-9755
パスポート	返納	滋賀県パスポートセンター 大津市におの浜1丁目1-20 (ピアザ淡海) ☎077-527-3323
雇用保険の失業等 給付受給中の方	未支給失業等給付の手続き	ハローワーク草津 草津市野村5丁目17-1 ☎077-562-3720
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	加入されていた生命保険会社または代理店
預貯金口座等	口座凍結の解除の手続き	各金融機関等
株式等	名義変更	各証券会社等
国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
インターネット	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話 電気・ガス料金 インターネット等	解約・契約継承 名義変更	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003

## その他の相続に関する手続き

### ◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。お近くの役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出てください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、所在する市町村の役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数
<input checked="" type="checkbox"/>	相続登記の申請	3年以内	相続による不動産の取得を知ってから3年以内に正当な理由なく相続登記の申請をしないと、過料が課されます。相続登記の手続きについては、不動産の所在地の法務局(登記所)にお問い合わせください。

memo

.....

.....

.....

令和6年  
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されました。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局（大津地方法務局 077-522-4671）へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

## ご遺族メモ/家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html))をご覧ください。

## ご遺族メモ/故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

死亡に関する手続き用

※この委任状はコピーして、必ず委任者本人が自署で記入、もしくは押印ください。

# 委 任 状

令和 年 月 日

(あて先) 野洲市長  
滋賀県後期高齢者医療広域連合会長

委任者 住所 \_\_\_\_\_  
(頼む人) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日  
電話番号 \_\_\_\_\_

私は、次の人を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 住所 \_\_\_\_\_  
(窓口に来られる人) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日  
電話番号 \_\_\_\_\_

## ○委任事項

(故人) \_\_\_\_\_ の死亡に伴う下記の事項について

- 住民異動届（世帯主の変更等）の届出に関する事
- 住民票の写し等の交付申請および受領に関する事
- 国民健康保険・後期高齢者医療・葬祭費の支給ならびに高額療養費の支給、その他の申請等の手続きおよび受領に関する事
- 未支給年金または遺族年金の請求および相続手続きに必要な戸籍（除籍・改製原戸籍）の謄抄本、および住民票（除票）の交付申請および受領に関する事  
[本籍：滋賀県野洲市 番地／筆頭者： \_\_\_\_\_]
- 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限、税に関する各種手続き（軽自動車に関する手続き含む）に関する事
- その他 [ \_\_\_\_\_ ]

# memo

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

# memo

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page below the 'memo' header.

発 行 野洲市  
編 集 / 制 作 株式会社鎌倉新書  
発 行 年 月 2026年5月作成

